

# 三芳町認知症サポーター養成事業

## ■認知症サポーター100万人養成キャラバン（厚生労働省）

平成16年12月に「痴呆」を「認知症」に改め、これを契機として、厚生労働省では、みんなで認知症の人とその家族を支え、誰もが暮らしやすい地域をつくっていく運動をスタートさせ、認知症に対する偏見や誤解をなくすとともに、認知症になっても尊厳を持って地域で暮らし続けることができるよう事業を展開しています。

「認知症サポーター100万人養成キャラバン」事業は、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指すものです。サポーターにはオレンジリングが支給されます。

これを受け、三芳町においても認知症対策に重点をおき、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」の養成を進めていきます。

※参考「認知証サポーター100万人キャラバン」<http://www.caravanmate.com>



オレンジリング

### 三芳町でも

### 認知症サポーターの輪を広げましょう！

### 平成21年4月より実施



#### ●認知症サポーターとは？

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援するボランティアです。日常生活の中で認知症の人と出会ったときに、適切な対応をすることが、認知症の人と認知症の人を介護する家族の支えになります。

#### ●サポーターになるには？

★町主催のサポーター養成講座に参加してください。（広報・チラシ等でご案内します）

★各種団体、サークル、有志等10人程度以上の人数が集まれば向いて講座を実施できますので希望のある場合は三芳町地域包括支援センターまでご連絡ください。

※認知症サポーター養成講座を実施する希望がありましたらお気軽にご相談ください。

問い合わせ 三芳町地域包括支援センター（内線188・189） FAX274-1051

## 高齢者福祉計画・

### 第4期介護保険事業計画

高齢化が進むなか、高齢者一人ひとりが健康で生きがいを感じながら、笑顔あふれる暮らしができるようなまちづくりをめざして計画を策定しました。

本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき平成21年度から23年度までの3年間について、公募による住民の代表者を含む医療、保健、介護、福祉等の委員による、介護保険推進委員会にて協議・検討し、また高齢者アンケートやパブリックコメントを経て計画策定しました。

#### ■基本理念

「地域のみんなが高齢者とともに暖かい心で暮らせるまち」  
～高齢者も地域みんなも互いに助け合う暖かいまちづくりをめざして～

#### ■基本目標

基本理念の実現に向けて以下7つの基本目標を施策の柱として総合的に取り組みます。

- ① 高齢者生活支援の充実
- ② 高齢者がいきいきと活動するまちづくり
- ③ 心あたたまる福祉環境の向上
- ④ 介護サービスの充実
- ⑤ 介護予防事業と地域包括支援センターの充実
- ⑥ 高齢者の生活を地域で支えるシステムづくり
- ⑦ 認知症対策の充実

※平成21年4月1日介護保険パンフレット（3年間保存版）を「広報みよし」と一緒に配布します。

#### 問い合わせ 高齢者支援課

（内線188・189） FAX274-1051

# 引っ越しの季節です 転入・転出など 各種届出は期限内に！

3月は転勤や新入学等のため、引っ越しを予定されている人も多いかと思いますが、転入・転出等の各種届出は、住民課戸籍住民係で受け付けています。詳細については、お気軽にお問い合わせください。

なお、出張所では手続きできませんのでご了承ください。問い合わせ 住民課戸籍住民係（内線142～144）

## 転入・転出・転居・世帯変更の届出

届出の種類	届出の時期	届出の場所	必要な書類
転入届	三芳町内へ引越したとき	町に住み始めた日から14日以内	●前住所地の転出証明書 ●乳幼児医療や児童手当は、保険証・所得証明・振込先口座（郵便局以外） ●身障者手帳をお持ちの方は、手帳・各種受給者証
転居届	三芳町内で住所が変わったとき	引越した日から14日以内	●後期高齢者医療被保険者証 ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険高齢受給者証 ●国民健康保険受給者証 （共に、加入者のみ、世帯合併のときは、両世帯の保険証・受給証）
転出届	三芳町外へ引越するとき	新住所に移る前（14日前から受付）	●国民健康保険証（加入者のみ） ●印鑑登録書・住基カード・高齢受給者証 ●乳幼児医療、ひとり親家庭等医療受給者証、介護保険被保険者証明等の各種受給者証（お持ちの方） ●身障者手帳をお持ちの方は、手帳・各種受給者証
世帯変更届	世帯主が変わったり、世帯が合併分離したとき	変更があった日から14日以内	●後期高齢者医療被保険者証 ●国民健康保険被保険者証 ●国民健康保険受給者証 （共に、加入者のみ、世帯合併のときは、両世帯の保険証・受給証）

※届出に必要なものについては、個々により若干異なります。※代理人申請の場合は委任状が必要です。

## 窓口に来られない方は、 電話や郵送でも申請できます！

◆電話予約による住民票の写しの土・日曜日交付（年末年始を除く）

利用できる人 本人または同一世帯の家族

予約方法 原則金曜日の午前9時から午後4時までに、電話で住民課へ申し込んでください。（金曜日が祝日の場合や年末年始の閉庁日は除きます。）

受取方法 土曜日および日曜日の午前8時30分から午後5時に、役場地下1階の日直室でお渡しします。（年末年始は除きます。）

必要なもの 本人を確認できるもの（運転免許証、パスポート、年金手帳、健康保険証など）、手数料（1通/200円）

◆郵送による証明書等の申請

申請できる証明書 住民票の写し、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の写し等（戸籍関係は、本籍地が三芳町の場合、それ以外は、本籍地に請求してください。）

- 申請方法 次の①～④を同封のうえ郵送してください。
- ① 申請書：本籍地、筆頭者、住所、氏名、電話番号、必要書類と枚数使用目的を明記
  - ② 返信用封筒：80円切手を貼付
  - ③ 手数料：必要書類に要する額の郵便小為替
  - ④ 本人確認書類等：運転免許証等のコピー

### ★各種証明書（住民票・戸籍等）を申請する際、身分証明書の提示が必要です！！

各種証明書（住民票・戸籍等）を申請する際には、身分証明書（運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳等）の提示をお願いします。

第三者の場合は、委任状の提出及び身分証明書が必要です。

問い合わせ 住民課戸籍住民係（内線142～144）

### 土曜開庁のお知らせ

毎月第1土曜日と3月最終土曜日の午前8時30分から正午までは、役場1階窓口と藤久保・竹間沢出張所が開庁しています。